

平成21年6月1日から

住宅用火災警報器の

設置が義務付けられました

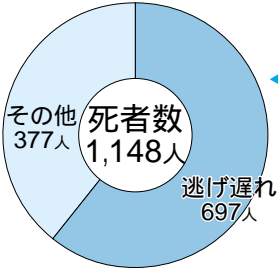
火災から大切な命を守るため



火災から命を守る 住宅用火災警報器

平成19年中の住宅火災による死者(放火自殺者などを除く)は1148人で、その内約6割は「逃げ遅れ」が原因でした。また、年齢別に見ると684人(56.9%)が65歳以上

住宅火災で死に至った経過別の発生状況
(放火自殺者などを除く) (平成19年中)



死亡の原因の約6割が逃げ遅れ

地域での共同購入を検討しましょう

アメリカやイギリスでは、すでに住宅用火災警報器が義務化されており、住宅への設置に伴って住宅火災による死亡者が減少する効果が認められています。

共同購入は、個人で購入する場合と同様に、購入者が自由に販売店を選択し、消防用設備・器具の販売店や電気店などから購入することができます。町内会や団地などの隣近所

の高齢者で、死者全体の半数を占めています。

このような中、火災から命を守る上で、早期に火災を知らせることのできる住宅用火災警報器は、とても重要な役割を果たします。

の単位が、共同で大量に購入することで、各家庭での機種選定・購入などの手間が省ける上、一括購入により安価に購入が出来ます。さらに、不適正な訪問販売に対する有効な対処策となるなどの利点があります。



「NSマーク」付きの住宅用火災警報器を選びましょう。

不適正な訪問販売にご注意ください

また、購入の際には消防法令基準に適合していることを示す

住宅用火災警報器の義務化に伴い、不適正な訪問販売が心配されます。次の点にご注意ください。

市場価格は機種などによってさまざまですが、おおむね1個4000円で販売されています。

消防職員が個人宅を訪問し、あつせんや販売をすることはありません。

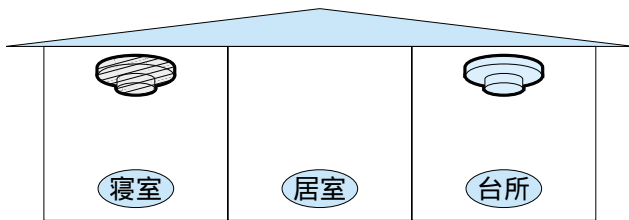
訪問販売ではクーリングオフ制度が認められています。不審に思ったら、市消費生活センター☎(616)1547へご相談ください。

住宅用火災警報器の設置場所

住宅用火災警報器は大きく分けて、煙を感知して火災の発生を警報音または音声で知らせる「煙式」と、熱を感知して知らせる「熱式」の2種類があります。「煙式」は、寝室や階段に設置しなければなりません。「熱式」は、義務ではありませんが、台所に設置することをお勧めします。

義務化された警報器の設置場所

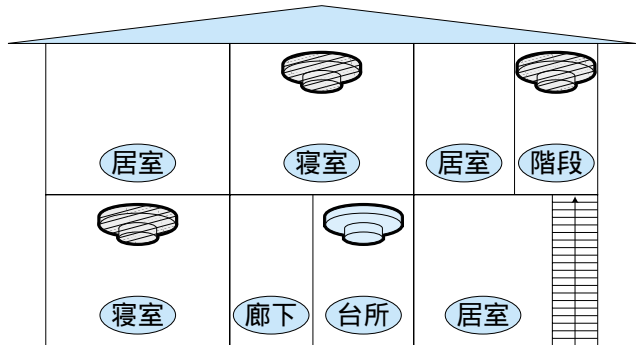
寝室(普段就寝している部屋)



は、住宅用火災警報器を示します(煙感知式のもの)

は、義務ではありませんが設置に努めてください(熱感知式のもの)

寝室がある階の階段の踊り場の天井または壁面(避難階(通常は1階)は除く)



3階建て以上の住宅で、3階のみに寝室がある場合、2階から1階に通じる階段の下端など

3階建ての住宅で、避難階(通常は1階)にのみ寝室があり、かつ、3階にも居室がある場合、3階から2階に通じる階段の上端など

1つの階で床面積が7平方メートル(約4畳半間)に相当)以上の居室が5室以上ある階の廊下など

この特集についての問い合わせは、消防本部予防課☎(625)5500、中央消防署☎(625)5500、東消防署☎(663)0119、西消防署☎(647)0119、南消防署☎(653)0119へ。